

社会福祉法人詫間福祉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成33年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間7.5日以上とする。
期間の定めのない職員は年次有給休暇を年間5日以上取得する。

<対策>

- 平成28年 4月～ 主任会で周知し、各部署の主任から全職員に周知する
- 平成29年 4月～ 毎年度末の年次有給休暇の取得状況を把握する
各部署における問題点の検討